四日市市北部清掃工場設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。 平成27年10月6日

四日市市長 田中 俊行

四日市市条例第39号

四日市市北部清掃工場設置条例の一部を改正する条例

四日市市北部清掃工場設置条例(昭和48年四日市市条例第18号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前

四日市市クリーンセンター設置条例

(設置)

第1条 本市は、廃棄物を衛生的に処理 するための施設として<u>四日市市クリー</u> ンセンター (以下「クリーンセンター」 という。)を設置する。

(名称及び位置)

- 第2条 <u>クリーンセンター</u>の名称及び位 置は、次のとおりとする。
 - (1) 名称 四日市市クリーンセンター
 - (2) 位置 <u>四日市市垂坂町1736番</u> 地

(処理の範囲及び方法)

第3条 <u>クリーンセンター</u>は、市が収集 した廃棄物及び市民、事業者等が直接搬 入した廃棄物で、市長が適当と認めるも の<u>について、焼却及び破砕の処理を行</u> う。

四日市市北部清掃工場設置条例

(設置)

第1条 本市は、廃棄物を衛生的に処理 するための施設として<u>清掃工場</u>を設置 する。

(名称及び位置)

- 第2条 <u>清掃工場</u>の名称及び位置は、次 のとおりとする。
 - (1) 名称 四日市市北部清掃工場
 - (2) 位置 <u>四日市市垂坂町1,587番</u> 地

(処理の範囲及び方法)

第3条 <u>清掃工場</u>は、市が収集した廃棄 物及び市民、事業者等が直接搬入した廃 棄物で、市長が適当と認めるもの<u>を焼却</u> 処理する。 附則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(環境部新ごみ処理施設整備課)